

福島県防災会議原子力防災部会（書面開催）結果

N o	委員名	意見	事務局対応
1	公益財団法人原子力安全研究協会 研究参与 片桐 裕実	P13 緊急時モニタリングに関して、「放射性物質もしくは放射線の異常な放出の恐れがある場合」と追記しているが、緊急時モニタリングとしては警戒事態で県として活動に入る事としているのでは無いか？	「原子力災害対策指針（令和6年9月11日）」の第2(2)(2)(i)で定める緊急時モニタリングの定義と整合させるために修正したものです。県としての活動は、ご指摘のとおり、警戒事態から緊急時モニタリング実施の準備を開始することとなり、実施に至るまでの活動については本計画第3章第6節に規定しております。
		P18 重点区域外の地域における活動の記述に関して、状況によっては一時移転の範囲が30kmを超える地域が発生した場合、国からは一時移転の指示が出される事となる。その際、県は当該地域住民の安全確保のための活動に対して積極的な対応が求められると思われる。具体的には関係市町村の対応とは思われるが、その活動を「支援する。」との表現のみで表すのはどうか？	重点区域以外の市町村においても、災害の状況に応じて必要な対応を行うことが必要だと考えており、第1章第7節第4「重点区域外における防護措置」において、「県は重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、及び健康診断の実施等の対応を行う」ことを規定しております。
		P53 事務局組織の所掌分掌に関して、「（1）原子力災害の特性から班の人数を調整する。」は原子力災害の特性では無く、災害時に置かれている状況を勘案してでは無いか？特に、複合災害時は自らも被災していることが考えられ、これらを加味した適切な表現を検討されてはどうか？	基本的な災害対策本部事務局組織は「福島県災害対策本部事務局運営要綱」で規定されておりますが、原子力災害では一般災害と対応が異なるため、事務局組織が一部変更となることを記載したものです。今回の本計画改正において、複合災害発生時の体制は「福島県地域防災計画（一般災害対策編）」第3章第1節2-6「6 複合災害発生時の体制」に準じることを第3章第3節第6に定めることとしており、「福島県地域防災計画（一般災害対策編）」の該当項では、重複する要員の所在調整や情報収集、要員の相互派遣等に努めることとされております。
		P53 事務局組織の所掌分掌「（2）原子力現地災害対策本部への要員派遣に伴う欠員については、各部から補充を受ける」に関して、東日本大震災時のように自らが被災することを前提として考えるべきで、県災害対策本部体制が整うかどうかとも状況によると思われる。オフサイトセンターからしか入手できない情報は何かを勘案し、現状のネットワークシステムの適切な活用を考えれば、県災害対策本部の機能が損なわれる事の無いように要員補充の在り方について表現を考えるべきではないか？（P68に代行の実施について記述されている事との関係も考慮）	オフサイトセンターに設置される国の原子力災害現地対策本部での活動に福島県災害対策本部事務局から一定数の要員派遣を求められるため、福島県災害対策本部事務局で生じる欠員を補充できるよう追記したものです。欠員の補充は、各部の活動に支障がないか、ひいては福島県災害対策本部全体の機能が損なわれることがないか、补充元の各部と十分に調整した上で実施します。
		P53 (2) の各部からの補充とされる要員については、状況に応じた適切な活動が行える事が求められる。その為には平時から訓練により自らの役割を認識している事が必要と考える。そのように考えると、単に「補充する。」ではなく「現地での活動を十分に理解している要員を充てる。」と言った表現が必要では無いか？	オフサイトセンターには、あらかじめ指定された要員のみが派遣され、指定要員は日頃より国・県が実施する研修・訓練に参加しております。なお、現地への派遣により、福島県災害対策本部事務局に欠員が生じた場合に補充を行うことになりますが、補充元は、補充先の班の業務に関わりのある部や危機管理部に勤務した経験のある職員が在籍する部等から選定します。
		新たに「東北防衛局」が指定地方公共団体となったようですが、p.34などにある通信連絡系統図における連絡先は、「陸自東北方面総監部」「陸自第44普通科連隊」のままで「東北防衛局」は含まないということで良いのですか？	東北防衛局は以前より指定地方行政機関に指定されていましたが、本計画に掲載していないから、今回の改正にて掲載したものです。なお、防衛省関係につきましては、災害対応要員の派遣を要請することが見込まれる「陸自東北方面総監部」「陸自第44普通科連隊」を通報連絡先と整理しており、東北防衛局に対しては、必要に応じて連絡・情報提供を行ってまいります。
2	株式会社社会安全研究所 代表取締役所長 首藤 由紀	p.39～の「県災害対策本部部・班特定事務分掌」のうち、「班名」欄に記載されている班と「担当事務局班」欄に記載されている班の関係は、どういう関係ですか？（例えば、知事公室班の中に、さらに総括班、情報班、活動支援班があるという意味かとも思いましたが、そうではないように見えます）	災害対策本部体制では、本県の組織及び機能のすべてを挙げて対応にあたることとしており、本項は本県各部及び部内の各班における事務分掌を定めたものです。また、各部として体制とは別に、各部から一定数の職員を招集して災害対策本部事務局を組織することとしており、「担当事務局班」とは、その災害対策本部事務局内の各班のうち、各部の事務と関わりのある班を記載したものです。
		福島県災害対策本部について、単に「災害対策本部」と記載されている箇所（例えばp.37）、「県災害対策本部」「福島県災害対策本部」と記載されている箇所（同p.38）があり、表記が揺れているようです。	第3章第3項第1-1(1)において、「県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）」と記載しておりますので、それ以降の記載を修正します。なお、それ以前にも「県災害対策本部」の記載がありますが、これは県現地対策本部や国対策本部との区別を明確化するために使い分けているものです。また、第3章第3節第1-3表5は「福島県災害対策本部規程」から引用しているため、引用元の表題のままとします。
		p.77の「新」欄、「（5）を含む感染症」の「を含む」は不要では。	ご指摘のとおり修正します。
		p.80「・避難退避時検査を実施することができる検査要員を保有し、」とありますが、「検査要員」は人なのに「保有」するのでしょうか。	本項は「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件（令和6年9月11日）」において、原子力災害医療協力病院の指定要件とされている活動の記載内容を引用しております。